

総務福祉常任委員会記録				
招集年月日	令和8年6月4日（木）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 6月4日 午前11時00分			
	閉 会 6月4日 午前11時21分			
出席委員	委員長 委員 " "	新 井 均 城 所 美奈子 成 田 奈緒子 三 木 伸 也	副委員長 委 員 " "	横 尾 貴 文 小谷野 五 成 和 田 貴 弘 大 澤 博 行
欠席委員	な し			
説明のため	総 合 政 策 部 長	樋 口 成 男	財 政 課 長	清 野 良 仁
出席した者の 職氏名	主 （ 財 政 担 当 ）	犬 竹 聡	主 査	照 沼 輝 星
	総 務 部 長	高 山 知 子	危 機 管 理 課 長	犬 竹 高
	主 査	石 井 貴 大	税 務 課 長	岡 野 真 紀
	主 （ 市 民 税 担 当 ）	秋 葉 基 樹	主 （ 資 産 税 担 当 ）	井 上 憲
	福祉子ども部長	野 澤 勝 行	子 育 て 応 援 課 長	今 田 麻 弓
	主 （子育て応援担当）	大 野 慎	主 （ 保 育 担 当 ）	大河原 夏 樹
書 記	事 務 局 長	滝 沢 淳	次 長	吉 野 修
	主 幹	栗 山 秀 晶	主 査	木 村 郁 哉
付 託 事 件	議案第29号 令和8年度日高市一般会計補正予算（第1号）			
	議案第30号 日高市税条例の一部を改正する条例			
	議案第31号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例			
審 査 の 経 過				

(別 紙 の と お り)

開 会 午前 11 時 00 分

○新井委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第 29 号、議案第 30 号及び議案第 31 号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第 29 号 令和 8 年度日高市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

初めに、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （福祉子ども部長）

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 00 分

再 開 午前 11 時 00 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

三木委員。

○三木委員 補正予算書 9 ページ、学童保育維持管理事業、高麗川かえで学童保育空調設置工事 19 8 万円ですが、工事の概要をお聞かせください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

現在設置されている空調につきましては、平成 19 年に設置したものでございまして、およそ 20 年経過しているところです。ここで故障したことから、学校の夏季休業前に改修工事を実施するものでございます。お部屋の面積およそ 160 平米をカバーするため、8 馬力程度の出力の空調で室内機 2 基、室外機 1 基の設置を予定しております。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

横尾委員。

○横尾委員 同じく補正予算書 9 ページについてです。こども医療費支給事業について 2 点ございます。1 個目がシステム改修のスケジュールなど、今後の予定についてお聞きします。

2 点目についてが、今回の改正でマイナンバーカードによる確認が可能になるというところで、医療機関での確認事務や市民の手続など負担がどのように軽減されるのかお伺いします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

1 点目のスケジュールにつきましては、補正予算が成立しましたら 6 月末までに補助金の交付申請を行います。交付決定がされましたら 7 月下旬に事業に関する委託契約を締結しまして、8 月から 12 月にかけてシステムの改修を行います。システム改修中の 11 月から医師会や歯科医師会、薬剤師会などへの周知を進めてまいります。そして、令和 9 年の 4 月からオンライン資格確認の開始を行うものでございます。

それから、2 点目の負担がどのように軽減されるかについてでございますが、マイナンバーカードによる確認が可能になることで、医療機関や市民による確認事務や手続の負担につきまして、医療機関では受給者証の情報がデータ連携されるため、入力誤りや資格情報の確認に係る手間が軽減されます。市民等の受給者におきましては、マイナ保険証一枚で医療保険や医療費助成制度の資格情報の確認ができ、償還払いの減少が見込まれます。市においては、正確な資格情報に基づき医療費の請求が行われるため、過誤請求が減少し、医療費支払いに係る事務負担の軽減が見込まれます。

以上でございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 04 分

再 開 午前 11 時 05 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総合政策部関係について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 6 分

再 開 午前 1 1 時 0 7 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総務部関係について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 予算書 9 ページ、防犯啓発事業について 2 点お伺いいたします。

当初の見込みより大幅に上回る申請があり、申請のニーズはしっかりと把握していると同時に、市民の方々の防犯意識の向上に貢献していると高く評価できます。その中で、追加募集として 3 2 4 万 5, 0 0 0 円、約 4 0 0 件分の計上がございました。そこで、2 点お伺いいたします。

1 点目、募集の周知方法についてお伺いいたします。

2 点目、対象機器に関しましては 1 0 種類ございますが、防犯シャッターなどの最新の防犯機器は多岐にわたります。さらに、日高市では録音つき電話等の特殊詐欺対策費に関わる補助金を出しておりますが、対象は 6 5 歳以上の方か、日中 6 5 歳以上の方に常態化される世帯に限っております。ちなみに、固定電話を介した家族構成や在宅時間などの把握等、事前の情報収集が住居侵入強盗の引き金となっている、いわゆるアポ電強盗になっていると。そこで、今回対象機器の追加の有無、またこれまで市民の方々から対象外の防犯機器について相談があったのかお伺いいたします。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書 9 ページ、歳出の防犯啓発事業、住まいの防犯対策費補助金についての質疑にお答えをいたします。

初めに、募集の周知方法についてでございますが、市ホームページや L I N E、区長文書にて各世帯への周知、回覧のほか、記者クラブへの情報提供や広報ひだかを通じて市民の皆様に広く周知してまいります。

次に、対象機器の追加の有無についてでございますが、本市の補助金の対象品目は 1 0 種類と、同様の事業を実施しております県内の他自治体と比較いたしましても対象となる機器が多いことから、現時点では対象機器の追加は検討しておりません。

次に、対象外の防犯機器の相談についてでございますが、足元灯や明暗センサーのみのライトについて、補助対象となるかの相談がございました。本補助金においては、より防犯効率の高い人感センサー機能を有しているものが対象となるため、補助金の対象外とさせていただきました。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

三木委員。

- 三木委員 同じく補正予算書9ページ、防犯啓発事業、住まいの防犯対策費補助金、現在は申請受付を停止しているということですが、停止した時点で申請された防犯対策費の品目で多いものと、その割合をお答えください。

- 新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時11分

- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

犬竹危機管理課長。

- 犬竹危機管理課長 同じく補正予算書9ページ、歳出の防犯啓発事業、住まいの防犯対策費補助金についての質疑にお答えいたします。

住まいの防犯対策費補助金の防犯対策機器で一番申請をされました品目は、モニターつきインターホンで46件、割合にしまして34%でございます。次いで、防犯カメラが45件で33%、次に人感センサーライトが27件で20%、次に防犯砂利が6件で4%、次に窓ガラスに貼ります防犯フィルムが5件で4%となっております。

- 新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

- 新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 新井委員長 これより討論に入ります。

議案第29号に対し、反対の方願います。

(な し)

- 新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第29号 令和8年度日高市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 日高市税条例の一部を改正する条例、議案第31号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 14 分

再 開 午前 11 時 14 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第 30 号について質疑を願います。

城所委員。

○城所委員 2 点お尋ねいたします。

9 ページの第 63 条、固定資産税の免税点についてです。この免税点引上げによって市税収への影響額を年間幾らと試算しているのかお尋ねします。

続いて、同じく 9 ページの 90 条、軽自動車税減免の申請省略についてです。これは変更がないことを市長が認めるとありますが、具体的にはどのような方法で確認するのかお尋ねいたします。

○新井委員長 岡野税務課長。

○岡野税務課長 議案第 30 号、9 ページ、日高市税条例の一部を改正する条例についての質疑にお答えいたします。

まず、1 つ目の固定資産税の免税点に係る市税収への影響額についてでございますが、全体で約 103 万円の減収を見込んでおります。内訳としましては、家屋が約 31 万円、償却が約 72 万円でございます。

2 点目の軽自動車税の身体障がい者減免の申請省略についての御質疑でございますが、身体障がい者の減免の手続の確認方法につきましては、例年 5 月に発送している軽自動車税納税通知書の発送前の前年度末 3 月に翌年度の減免継続確認書を対象者宛てに郵送しまして、減免継続を希望するという回答で、かつ車両や障がいの状況に変更がない場合につきましては、当該確認書の提出をもって減免継続申請書として受付を行うものでございます。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 暫時休憩をちょっとお願いしたいのですが、よろしいですか。

○新井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 17 分

再 開 午前 11 時 17 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

城所委員。

○城所委員 それでは、順次 2 点再質疑をさせていただきます。

まず、1 点目の固定資産税の免税点の試算は分かりました。それによって日高市で特に影響を受けるのは、住宅所有者個人なのか事業者などの法人なのか、お尋ねいたします。

2 点目の再質疑です。確認方法が分かりました。軽自動車税減免の申請の確認方法は分かりました。その確認が毎年行うものなのか、これが承認されたら毎年行うものなのかどうかお尋ねいたします。

○新井委員長 岡野税務課長。

○岡野税務課長 1 つ目の固定資産税の御質疑についてでございますが、日高市内で特に影響を受ける個人、または法人かという御質疑でございますが、家屋や償却資産の所有者で、家屋につきましては個人と法人、償却資産につきましては法人の所有者が対象となります。家屋の課税標準額が 2 0 万円から 3 0 万円で償却資産の課税標準額が 1 5 0 万円から 1 8 0 万円のものが今回対象となります。

続きまして、2 点目の軽自動車税の減免についてでございますが、毎年行うものでございます。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 では、続いて再質疑です。

本人確認、障がい認定状況の確認、毎年行うと御答弁ありましたけれども、仮に不適切な減免継続などがあるような場合、そういった事例を防ぐ仕組みはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○新井委員長 岡野税務課長。

○岡野税務課長 今回軽自動車税の身体障がい者減免の関係で、不適切な継続を防ぐ仕組みがあるかどうかということでございますが、減免内容が前年と同様であるかどうかを軽自動車税の登録状況などを確認し、また障がい区分の等級につきましては、障がい者手帳や障がい福祉課へ確認を行うものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○新井委員長 質疑を終わります。

次に、議案第 3 1 号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第３０号に対し、反対の願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第３０号 日高市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第３１号に対し、反対の願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第３１号 日高市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１１時２１分

総務福祉常任委員会

委員長 新 井 均